

2024 年度 父母と教職員の会 学生生活援助金募集要項

学生生活援助金は、文教大学の関係団体である父母と教職員の会が行う援助制度で、経済的な理由等によって、勉学を続けることが著しく困難になった学生に対し、在学中に一度のみ援助金を支給するものです。

父母と教職員の会の委嘱を受け、大学が募集から選考までを行います。

1. 対象者

次の（１）、（２）のいずれも満たす者

- （１）父母と教職員の会の正会員の子等で、正会員または保証人の死亡、傷病、失業、罹災等の突発的な事由により学生生活を維持することが困難となった学生
- （２）出願年度の４月３０日または事由発生時の前日までに該当年度の会費を納入した正会員の子等である学生

2. 支給額

75,000 円（一括支給）

3. 出願方法

出願事由が発生し次第、速やかに各校舎の受付窓口に応じ出してください。

【受付窓口】

対象者	窓口
越谷校舎所属学生	越谷学生課
湘南校舎所属学生	湘南教育支援課
東京あだち校舎所属学生	東京あだち教育支援課

※原則として、出願書類がすべて揃った後、直近の校舎学生委員会で審議します。

※３月中の出願はできません。

4. 出願資格

次の（１）～（３）のすべての要件を満たし、基準日以降に学生生活を継続することが著しく困難になった者。

- （１）下記の①または②の事由により、収入が減少または支出が増加した者

①2024 年 1 月 1 日以降に下記の事由により、収入が減少または支出が増加した者。

- ・家計支持者が死亡【基準日：死亡日】
- ・家計支持者が病気又はケガ【基準日：診断日】
- ・家計支持者が失職・退職（非自発的失業に限る 注１参照）【基準日：退職日】
- ・家計支持者の経営する会社（あるいは勤務先）が倒産【基準日：倒産日】
- ・家計支持者の経営する会社が経営不振【基準日：収入が減った月】
- ・家計支持者が勤務する会社等からの給与の減少【基準日：収入が減った月】
- ・家計支持者が離別【基準日：離別日】
- ・家計支持者の自宅住居が全壊（焼）・半壊（焼）【基準：罹災日】
- ・家計支持者が破産【基準日：破産の手續開始日】

（注１）「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、次の表

に記載の離職理由コードに該当する場合をいいます。

離職理由コード	
1A (11)	解雇（3 年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む）
1B (12)	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A (21)	雇い止めによる解雇（期間の定めのある雇用契約(1 年未満)を 3 年以上繰返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき）
2B (22)	倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
2C (23)	期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合）
3A (31)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B (32)	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C (33)	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12 ヶ月以上）
3D (34)	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12 ヶ月未満）

②新型コロナウイルスの影響により、家計支持者の収入が 2019 年～2022 年のいずれか 1 年と比較して減少した者

(2) 以下の家計基準を満たしている者

①収入が減少した場合

家計支持者（原則として父母、またはこれに代わる者）の収入の合計が、家計急変前から 2 割以上減少した。

②支出が増加した場合

家計急変による支出増加分が、家計急変前の収入の 2 割以上にあたる。

(3) 標準修得単位数（下表参照）を満たしており、今後も大学の勉学を継続する意思を持つ者

【教育学部（2020 年度以降入学生）・人間科学部・文・情報学部・国際学部・経営学部】

セメスター	1	2	3	4	5	6	7
修得単位数	16 単位	32 単位	48 単位	64 単位	80 単位	96 単位	112 単位

【教育学部（2019 年度以前入学生）・健康栄養学部】

セメスター	1	2	3	4	5	6	7
修得単位数	17 単位	34 単位	51 単位	68 単位	85 単位	102 単位	119 単位

※出願時の前セメスターまでに修得が必要な単位数です。

※大学院、専攻科生については受付窓口で確認してください。

※3 年次編入の場合 3 年生は 1,2 セメ、4 年生は 3,4 セメを標準修得単位数として扱う。

注) 上記記載に関わらず、大学及び父母と教職員の会が「学生生活を継続することが著しく困難になった」と認めた場合には出願を認める場合があります。

5. 支給方法

父母と教職員の会から現金支給

6. 出願書類

下記の①～④をすべて揃えて提出してください。

NO	提出書類	備考
①	生活援助金 願書 原本	・押印はシャチハタ等スタンプ印不可。該当の人物はそれぞれ別の印鑑を使用。 ・保証人の署名・押印以外の項目は、すべて出願する<u>学生本人が、消えないペンで記入すること。</u>
②	所得証明書（父母両方） コピー可	市区町村役所で発行
③	出願時点の年収（見込み）を証明するもの（父母両方） コピー可	家計急変後の収入状況（見込み）を示す書類が必要 【例】遺族年金の受給額がわかるもの、雇用保険受給金額がわかるもの、休職手当額がわかるもの、疾病手当額がわかるもの、現勤務先の直近の給与明細、勤務先発行の年収見込がわかるものなど
④	家計急変を証明する書類（下記ア～クのうち、該当するもの）。 コピー可	
	ア）家計支持者が死亡	・死亡診断書、埋葬許可証など
	イ）家計支持者が病気、ケガ	・医師の診断書や治療計画書（今後も継続して費用がかかるか）、入院・通院治療代・薬代等の領収書（患者氏名、年月日が分かるもの）
	ウ）家計支持者が失職・退職（自己都合は除く）	・解雇通知、退職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など ※離職年月日と自己都合でない失業の事実（「倒産」「解雇」等）が判断できるもの
	エ）家計支持者の経営する会社（又は勤務先）の倒産	・廃業証明書（廃業届の写し）、取締役会議議事録など
	オ）家計支持者の経営する会社等の経営不振	以下の①②のすべて ①2023年の確定申告書の控（新型コロナウイルスによる収入減で申請する場合は、基準とする年以降の全ての年のもの） ②所得見込申告書（本学指定書式）
	カ）家計支持者の勤務する会社等からの給与の減少	以下の①②のすべて ①2023年の源泉徴収票（新型コロナウイルスによる収入減で申請する場合は、基準とする年以降の全ての年のもの） ②急変前3ヶ月分を含み直近までの給与明細 または 勤務先からの給与減少を証明する書類（年収見込証明書）
	ク）家計支持者が離別	戸籍謄本、離婚受理証明書、離婚届記載事項証明書、

		失踪届、健康保険証（学生名）※健康保険証1点のみは不可
	キ）家計支持者の自宅住居が全壊（焼）・半壊（焼）	・罹災証明書

※上記の書類に加え、事実関係を明らかにするための書類の提出を求める場合があります。

7. 選考方法

書類選考（面接を行う場合もある）

8. 特記事項

- ・ 出願資格に該当している場合にあって、出願者全員が採用されるわけではありません。
- ・ 採否の理由についてはお答えできません。